

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 8 月30日
【届出者の氏名又は名称】	LDEC株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03(6263)2800
【事務連絡者氏名】	代表取締役 西川 和宏
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	LDEC株式会社 (東京都中央区京橋二丁目 9 番 2 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、LDEC株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アルプス物流をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。

公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- （注12） 公開買付者、対象者及びアルプスアルパイン株式会社の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは、市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った財務アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。
- （注13） 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年8月22日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である公開買付開始公告につきまして、同月23日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者が、同月26日（現地時間）付で当該通知を受領したことに伴い、同月22日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項、並びに添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

ベトナム競争法

(3) 許可等の日付及び番号

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第 1 【公開買付要項】

#### 6 【株券等の取得に関する許可等】

##### ( 2 ) 【根拠法令】

ベトナム競争法

##### ( 訂正前 )

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年6月19日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出され、2024年8月7日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日（現地時間）に当該通知を受領しております。従って、原則として、2024年9月6日（現地時間）までに、本株式取得に係る承認を取得できる予定です。公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

##### ( 訂正後 )

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年6月19日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出され、2024年8月7日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日（現地時間）に当該通知を受領しております。その後、同月23日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者は、同月26日（現地時間）付で当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

##### ( 3 ) 【許可等の日付及び番号】

##### ( 訂正前 )

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2024年8月13日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる） 2024年8月13日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）	公経企第747号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第748号（禁止期間の短縮の通知書の番号）
	中国	中華人民共和国国家市場監督管理総局	2024年7月23日	反執二審査決定 〔2024〕363号
	EU	欧州委員会	2024年7月24日	M.11588
	韓国	韓国公正取引委員会	2024年7月19日	-

(訂正後)

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2024年8月13日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2024年8月13日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第747号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第748号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
	中国	中華人民共和国国家市場監督管理総局	2024年7月23日	反執二審査決定 〔2024〕363号
	EU	欧州委員会	2024年7月24日	M.11588
	韓国	韓国公正取引委員会	2024年7月19日	-
—	<u>ベトナム</u>	<u>ベトナム国家競争委員会</u>	<u>2024年8月23日</u>	<u>583/TB-CT</u>

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>ニ</sup>に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します(具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。)の10%に相当する額である4,268百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。))を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(35,501,000株)から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,472,964株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。)

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>ニ</sup>に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します（具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）の10%に相当する額である4,268百万円（百万円未満を切り捨てて計算しております。）を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（35,501,000株）から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（28,036株）を控除した株式数（35,472,964株）で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しております。）。

## 公開買付届出書の添付書類

(1) 2024年8月22日付の公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（4,268百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>ニ</sup>に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）の満了の日の前日までに、本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します（具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円（百万円未満を切り捨てて計算して

ります。)の10%に相当する額である4,268百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。)  
を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式  
総数(35,501,000株)から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が  
所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,472,964株)で除し、1円未満の端数を切り  
上げて計算しております。)

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)令第14条  
第1項第1号イ乃至又及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定  
める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務  
執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される  
金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相  
当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をし  
た場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する  
金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相  
当する額(4,268百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をし  
た場合をいいます。また、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」と  
は、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重  
要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知ら  
ず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間  
の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣  
府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法に  
より公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は121円に相当します  
(具体的には、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31  
日時点の対象者の単体の貸借対照表上の純資産額42,681百万円(百万円未満を切り捨てて計算してあり  
ます。)の10%に相当する額である4,268百万円(百万円未満を切り捨てて計算しております。)  
を、対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式  
総数(35,501,000株)から対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が  
所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,472,964株)で除し、1円未満の端数を切り  
上げて計算しております。)

(2) ベトナム国家競争委員会からの通知について

公開買付者は、ベトナム国家競争委員会から2024年8月23日付(現地時間)「経済集中に係る取引について」と題  
する通知を同月26日(現地時間)付で受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたしま  
す。